

ふるさと石川の環境を守り育てる条例と旧条例(廃止条例)との条文内容比較表

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(ふるさと環境条例)				比較区分		旧条例(廃止条例)		ふるさと環境条例中の新規及び改正規定の内容(要点)	備考			
構成区分		条番号	内 容	既 改 新	条名	条番号	内 容					
第1編 総則	第1章 通則	第1条	(目的)		石川県環境基本条例	第1条	(目的)	規定内容の見直し	石川県環境基本条例の第17～第19条、第21条～第23条関係は削除			
		第2条	(定義)		"	第2条	(定義)	"				
		第3条	(基本理念)		"	第3条	(基本理念)	"				
		第4条	(県の役割及び責務)		"	第4条	(県の責務)	県の役割と責務を明記				
		第5条	(県民の役割及び責務)		"	第7条	(県民の責務)	県民の役割と責務を明記				
		第6条	(事業者の役割及び責務)		"	第6条	(事業者の責務)	事業者の役割と責務を明記				
		第7条	(環境保全活動団体の役割)					環境保全団体の役割について規定				
		第8条	(大学等及び研究機関の役割)					大学や研究機関等の役割について規定				
		第9条	(市町村の協力)					市町村との協力について規定				
		第10条	(県、県民等の協働)					県、県民等の協働取組について規定				
	第2章 環境の保全に関する基本的施策とその在り方	第11条	(施策の在り方に係る基本方針)		石川県環境基本条例	第9条	< 施策の策定等に係る基本方針 >	規定内容の見直し				
		第12条	(県の施策の策定等に当たっての配慮等)		"	第11条	(県の施策の策定等に当たっての配慮等)					
		第13条	(施策の推進等の体制整備)		"	第24条	< 推進体制の整備 >	規定内容の見直し				
		第14条	(環境の保全に関する施設の整備等)		"	第15条	(環境の保全に関する施設の整備等)					
		第15条	(環境に関する知識等の集積等)					環境に関する知識等の集積等に必要な措置について規定				
		第16条	(財政上の措置)					環境保全施策を推進するために必要な措置について規定				
		第17条	(規制措置)		石川県環境基本条例	第13条	(規制措置)	規定内容の見直し				
		第18条	(誘導的措置)		"	第14条	(誘導的措置)	"				
		第19条	(公害に係る紛争の処理)		"	第20条	(公害に係る紛争の処理)					
		第20条	(事業の実施に係る環境への配慮の推進)		"	第12条	(環境影響評価の推進)	規定内容の見直し				
第2編 施策の推進と管理	第1章 環境総合計画	第21条			"	第10条	< 環境基本計画 >	環境基本計画を環境総合計画に改め、規定内容を見直し				
		第2章 施策の推進体制	第1節 環境審議会	第22条	(設置)		石川県環境審議会条例	第1条	(設置)	審議会統合に伴う設置根拠規定の変更	・石川県環境審議会条例の第5条関係は削除 ・石川県自然環境保全審議会条例については、審議会統合により全ての条文を削除	
				第23条	(所掌事務)		"	第2条	(所掌事務)	環境総合計画の実施状況及び評価に関する意見を追加		
				第24条	(組織)		"	第3条	(組織)	委員数の変更、特別委員を専門委員に変更		
				第25条	(委員及び専門委員)		"	第4条	(委員)	専門委員関係を追加		
				第26条	(会長)		"	第6条	(会長)			
				第27条	(会議)		"	第7条	(会議)			
				第28条	(部会)		"	第8条	(部会)	専門委員関係を追加		
				第29条	(幹事)		"	第9条	(幹事)	特別委員を専門委員に変更		
				第30条	(雑則)		"	第10条	(雑則)			
	第31条								環境保全施策の推進、管理、評価等を行う体制の整備について規定			
	第32条						環境施策協働推進センターの指定に関して規定					
	第33条						施策への県民参加について規定					
	第3章 環境に関する知識等の集積と活用等	第2節 環境施策の推進体制	第34条	(公害審査会の設置)		石川県公害紛争処理等に関する条例	第2条	(公害審査会の設置)		石川県公害紛争処理等に関する条例の第1条関係は削除		
			第35条	(参考人等の実費弁償)		"	第3条	(参考人等の実費弁償)				
			第36条	(紛争処理の手續に要する費用)		"	第4条	(紛争処理の手續に要する費用)				
			第37条	(手数料)		"	第5条	(手数料)				
			第38条	(手数料の減免又は納付の猶予)		"	第6条	(手数料の減免又は納付の猶予)				
			第39条	(公害苦情相談員)		"	第7条	(公害苦情相談員)				
			第40条	(環境保全に関する苦情受付等)					相談窓口の設置等の体制の整備について規定			
第41条								環境に関する知識等の集積と活用について規定				
第42条								環境政策等の研究の促進、研究機関等の連携に必要な措置について規定				
第43条								各主体における環境教育、環境学習の取組について規定				
第4章 石川県環境白書	第3節 環境教育及び環境学習の推進	第44条			石川県環境基本条例	第8条	(石川県環境白書)	環境保全施策の評価を規定に追加				
		第45条						環境総合計画への水環境の保全に関する計画の盛り込みについて規定				
		第46条						良好で安全な水質の確保を図るための措置について規定				
		第3目 浄化槽保守点検業者の登録等	第47条			水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準				条例の統合に伴う規定ぶりの変更		
			第48条	(登録)		石川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第2条	(登録)		石川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の第1条関係は削除		
			第49条	(登録の申請)		"	第3条	(登録の申請)	「執行役」を追加			
			第50条	(登録の実施)		"	第4条	(登録の実施)				
			第51条	(登録の拒否)		"	第5条	(登録の拒否)	規定ぶりの変更			
			第52条	(変更の登録)		"	第6条	(変更の登録)				
			第53条	(変更の届出)		"	第7条	(変更の届出)				
第54条	(廃業等の届出)			"	第8条	(廃業等の届出)	規定ぶりの変更					
第55条	(登録の抹消)			"	第9条	(登録の抹消)						
第56条	(営業所の設置)			"	第10条	(営業所の設置)						
第57条	(業務の実施等)		"	第11条	(業務の実施等)							
第58条	(標識の掲示)		"	第12条	(標識の掲示)							
第59条	(帳簿の備付け)		"	第13条	(帳簿の備付け)							
第60条	(登録の取消し等)		"	第14条	(登録の取消し等)	規定ぶりの変更						
第61条	(報告及び検査)		"	第15条	(報告徴収、立入検査等)	規定ぶりの変更						
第62条	(手数料)		"	第16条	(手数料)							
第3編 環境の保全	第1章 生活環境の保全	第1節 水環境の保全	第1款 水環境の保全に関する計画	第63条					健全な水循環を保持する水量の確保に必要な措置について規定	石川県公害防止条例の第1条、第3条、第7条～第16条、第18条～第19条関係は削除		
				第2目 地盤沈下地域における規制	第64条	(地下水の採取の許可)		石川県公害防止条例	第21条		(地下水の採取の許可)	「揚水設備」の定義を条文中に組み込み
					第65条	(国等に関する特例)		"	第22条		(国等に関する特例)	
					第66条	(経過措置)		"	第23条		(経過措置)	
					第67条	(氏名の変更等の届出)		"	第24条		(氏名の変更等の届出)	

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(廃止条例)との条文内容比較表

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(ふるさと環境条例)				比較区分		旧条例(廃止条例)		ふるさと環境条例中の新規及び改正規定の内容(要点)	備考		
構成区分		条番号	内 容	既 改 新	条例名	条番号	内 容				
第3節 地下水の保全等	第3目 一般地域における規制	第68条	(地位の承継)		"	第25条	(地位の承継)	準用規定の削除に伴う見直し			
		第69条	(廃止等の届出)		"	第26条	(廃止等の届出)				
		第70条	(許可の失効)		"	第27条	(許可の失効)				
		第71条	(監督処分)		"	第28条	(監督処分)				
		第72条	(地下水の採取の届出)		"	第29条	(地下水の採取の届出)				
		第73条	(経過措置)		"	第30条	(経過措置)				
		第74条	(氏名の変更等の届出)		"	第31条	(氏名の変更等の届出)				
		第75条	(地位の承継)		"	第32条	(地位の承継)	準用規定の削除に伴う見直し			
		第76条	(廃止等の届出)		"	第33条	(廃止等の届出)				
		第77条	(地下水の保全)		"	第34条	(地下水の保全等)	規定ぶりの変更			
		第78条	(地下水の採取量の減少等の勧告)		"	第35条	(地下水の採取量の減少等の勧告)	規定ぶりの変更			
		第79条	(地下水の採取量の測定等)		"	第36条	(地下水の採取量の測定等)	<ただし、別表に定める対象地域と対象規模要件を拡充>			
		第80条	(地下水の使用合理化計画書の提出)					地下水の使用の合理化に関する計画書の提出について規定			
第81条	(報告及び検査)		石川県公害防止条例	第47条	(報告及び検査)	石川県公害防止条例のばい煙等の排出の規制関係部分の削除に伴う見直し					
第82条						水辺環境の保全努力について規定					
第2節 産業廃棄物の適正処理	第1款 通則	第83条	(用語の定義)					産業廃棄物の適正処理に関する用語の定義について規定			
		第84条	(関係者の責務)					事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者、県等の責務について規定			
		第85条	(産業廃棄物の保管場所の届出)					保管事業者による保管場所の届出について規定			
		第86条	(搬入の停止命令)					産業廃棄物等の適正処理確保が困難な場合の搬入の停止について規定			
		第87条	(建設資材廃棄物の適正処理)					元請業者による下請負人の指導監督について規定			
		第88条	(事業者等による処理委託時の確認)					県内産業廃棄物の処理委託時における適正処理確認について規定			
		第89条	(土地の適正な管理)					土地所有者等における貸付土地の適正管理について規定			
		第90条	(報告の徴収)					事業者等又は土地所有者等に対する報告徴収について規定			
		第91条	(立入検査)					産業廃棄物等の適正処理の確保を図るための立入、検査について規定			
		第92条	(公表)					廃棄物処理法違反勧告等に従わなかった者の氏名等の公表について規定			
第3節 指定有害副産物の生成及び保管の禁止	第2款 産業廃棄物の不適正な処理への対策	第93条	(適用除外)					適用除外地域について規定			
		第94条	(生成及び保管の禁止)					指定有害副産物の生成又は保管の原則禁止について規定			
		第95条	(報告の徴収)					指定有害副産物等の生成又は保管に関する報告徴収について規定			
		第96条	(立入検査)					指定有害副産物等の生成又は保管についての立入、検査について規定			
		第97条	(中止命令等)					指定有害副産物の生成中止命令、保管物の撤去命令等について規定			
		第98条	(公表)					規定違反を理由として告発をした場合における氏名等の公表について規定			
		第99条	(空き缶等の投棄の禁止)					環境美化に支障を来たすおそれのある物のポイ捨て禁止について規定			
		第100条	(事業者等による散乱防止)					事業者等による容器入り飲料品等の散乱防止努力について規定			
		第101条	(散乱防止活動等の推進)					環境美化に支障を来たすおそれのある物の散乱防止活動等について規定			
		第102条	(修景への配慮)					環境美化に配慮した生活空間づくりに資する修景努力について規定			
第4節 環境美化	第1款 深夜営業騒音等の規制	第103条	(近隣の静穏の保持)		石川県公害防止条例	第20条	(近隣の静穏の保持)				
		第104条	(飲食店営業等に対する音量制限)		"	第20条の二	(飲食店営業等に対する音量制限)				
		第105条	(深夜における音響機器の使用制限)		"	第20条の三	(深夜における音響機器の使用制限)				
		第106条	(利用者の責務)		"	第20条の四	(利用者の責務)				
		第107条	(拡声器の使用制限)		"	第20条の五	(拡声器の使用制限)				
		第108条	(改善勧告及び改善命令)		"	第20条の六	(改善勧告及び改善命令)				
		第109条	(報告及び検査)					石川県公害防止条例のばい煙等の排出の規制関係部分の削除に伴う新たな規定			
		第110条	(指定化学物質等に関する情報の収集及び提供)					指定化学物質等に関する情報の収集及び情報提供について規定			
		第111条	(指定化学物質等の適正な管理)					指定化学物質等取扱事業者における適正な管理と事故時の応急措置等について規定			
		第112条	(指定化学物質等の取扱量等の把握及び報告)					指定化学物質等取扱事業者における取扱量等の把握と報告について規定			
第5節 公害防止に関する個別の規制	第2款 有害化学物質の適正管理等の推進	第113条	(適用除外)					指定化学物質等に係る応急措置についての適用除外について規定			
		第114条						土壌基準に不適合な土砂等を使用した土砂埋立て等の禁止、違反時の必要な措置勧告について規定			
		第115条	(自然と人との共生に資する施策の推進)		石川県自然環境保全条例	第1条	(目的)	条例の統合に伴う規定ぶりの変更			
		第116条	(財産権の尊重、他の公益との調整等)		"	第3条	(財産権の尊重及び他の公益との調整)	条例の統合に伴う規定ぶりの変更			
		第117条	(調査研究の推進、普及啓発等)		"	第4条	(調査研究の推進)	情報提供及び普及啓発について追加			
		第2章 自然と人との共生	第1節 通則	第118条	(指定)		"	第12条	(指定)		
				第119条	(保全計画の決定)		"	第13条	(保全計画の決定)		
				第120条	(保全事業の執行)		"	第14条	(保全事業の執行)		
				第121条	(特別地区)		"	第15条	(特別地区)		
				第122条	(野生動植物保護地区)		"	第16条	(野生動植物保護地区)		
第123条	(普通地区)				"	第17条	(普通地区)				
第124条	(中止命令等)				"	第18条	(中止命令等)	規定ぶりの変更			
第125条	(報告及び検査等)				"	第19条	(報告及び検査等)	規定ぶりの変更			
第126条	(国等に関する特例)				"	第20条	(国等に関する特例)				
第127条	(実地調査)				"	第21条	(実地調査)	規定ぶりの変更			
第2節 自然環境の保全	第1款 自然環境保全地域の指定等	第128条	(標識の設置)		"	第22条	(標識の設置)				
		第129条	(損失の補償)		"	第23条	(損失の補償)				
		第130条	(財政上の措置等)		"	第25条	(財政上の措置等)	規定ぶりの変更			
		第131条	(保全事業の執行に要する費用)		"	第26条	(保全事業の執行に要する費用)				
		第2款 里山の保全等の推進	第1目 指定等	第132条	(里山の保全等の促進)					里山の保全、再生及び活用について規定	
				第133条	(里山保全再生協定の申請等)					里山保全再生協定の締結の認定申請、協定内容について規定	
				第134条	(里山保全再生協定の認定等)					里山保全再生協定の認定条件について規定	
				第135条	(里山保全再生協定の変更)					里山保全再生協定を変更する場合の手続きについて規定	
				第136条	(里山保全再生協定の廃止)					里山保全再生協定を廃止する場合の手続きについて規定	
				第137条	(認定里山保全再生協定の認定の取消し)					里山保全再生協定の認定の取消しについて規定	
第138条	(里山活動団体の情報の提供)							土地所有者等に対する里山活動団体の情報提供について規定			
第139条	(認定里山保全再生協定に係る活動の支援)							里山活動団体や土地所有者等に対する里山保全再生協定に係る活動の支援について規定			

ふるさと石川の環境を守り育てる条例と旧条例(廃止条例)との条文内容比較表

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(ふるさと環境条例)				比較区分		旧条例(廃止条例)			ふるさと環境条例中の新規及び改正規定の内容(要点)	備考
構成区分	条番号	内 容	既 改 新	条 例 名	条 番 号	内 容				
第3節 生物の多様性の確保	第1款 希少野生動物の保護	第1目 指定等	第140条	(指定希少野生動物種の指定)				指定希少野生動物種の指定について規定		
			第141条	(捕獲等の禁止)				指定希少野生動物種の捕獲、採取、殺傷、損傷の禁止について規定		
			第142条	(捕獲等の許可)				指定希少野生動物種の捕獲等をしようとする場合の許可申請について規定		
			第143条	(捕獲等許可者に対する措置命令等)				捕獲等の許可を受けた者が規定違反や条件違反を行った場合の措置命令等について規定		
		第144条	(報告及び検査)				捕獲等の許可を受けた者に対する報告徴収及び立入検査について規定			
		第2目 希少野生動物保護地区	第145条	(希少野生動物保護地区の指定)				希少野生動物保護地区の指定関係について規定		
			第146条	(行為の許可)				希少野生動物保護地区内での行為の許可申請等について規定		
			第147条	(措置命令等)				許可行為者に対する指示、条件違反者に対する措置命令等について規定		
			第148条	(報告及び検査)				許可行為者に対する報告徴収及び立入検査について規定		
		第3目 保護整備事業	第149条	(実地調査)				希少野生動物保護地区の指定に係る立入調査について規定		
			第150条	(保護整備事業計画)				保護整備事業計画の策定関係について規定		
			第151条	(保護整備事業の執行等)				保護整備事業の執行、認定関係について規定		
		第4目 雑則	第152条					認定保護整備事業等の実行関係について規定		
			第153条					保護整備事業の認定の取消について規定		
	第154条		(国等に関する特例)				国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業の特例について規定			
	第2款 外来種対策	第155条	(損失の補償)				希少野生動物保護地区内での行為の不許可、条件付与に伴う損失の補償について規定			
		第156条	(外来種の放出等の禁止)				生態系に著しく影響を及ぼす恐れのある動物の外来種の放出等の禁止について規定			
		第157条	(特定外来種の増殖の抑制)				特定外来種の増殖の抑制について規定			
	第4節 自然とのふれあいの推進等	第1款 自然とのふれあいの推進	第1目 通則	第158条	(自然とのふれあいの場の確保等)				自然とのふれあいの場の確保のための措置について規定	
				第159条	(野外活動に伴う環境配慮)				自然とのふれあいの場における自然環境への配慮について規定	
			第2款 県立自然公園制度	第1目 通則	第160条	(用語の定義)	石川県立自然公園条例	第 2 条	(定義)	規定ぶりの変更
		第161条			(指定)	"	第 5 条	(指定)	規定ぶりの変更	
		第2目 指定		第162条	(指定の解除及び区域の変更)	"	第 6 条	(指定の解除及び区域の変更)		
				第163条	(公園計画及び公園事業の決定)	"	第 7 条	(公園計画及び公園事業の決定)	規定ぶりの変更	
		第3目 公園計画及び公園事業		第164条	(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)	"	第 8 条	(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)	規定ぶりの変更	
				第165条	(公園事業の執行)	"	第 9 条	(公園事業の執行)		
				第166条	(公園事業の執行に要する経費)	"	第 10 条	(公園事業の執行に要する経費)		
第167条				(補助)	"	第 11 条	(補助)			
第168条				(適用除外)	"	第 12 条	(適用除外)			
第169条				(特別地域)	"	第 13 条	(特別地域)	特別地域内において、知事の許可を受けなければ出来ない行為を追加		
第4目 保護及び利用		第170条		(利用調整地区)				特別地域内の利用調整地区の指定、地区区域内への立入禁止等について規定		
		第171条		(立入りの認定)				利用調整地区区域内への立入の認定等について規定		
		第172条		(指定認定機関)				立入認定等の事務を行う認定機関の指定について規定		
		第173条		(指定の基準)				認定機関の指定の基準について規定		
		第174条	(指定認定機関の遵守事項)				指定認定機関の遵守事項について規定			
		第175条	(秘密保持義務等)				指定認定機関及び職員等の秘密保持義務について規定			
		第176条	(指定認定機関に対する監督命令等)				指定認定機関に対する監督命令、指定取消しについて規定			
		第177条	(報告及び検査)				指定認定機関に対する報告徴収及び立入検査について規定			
		第178条	(普通地域)	石川県立自然公園条例	第 15 条	(普通地域)	風景地保護協定に基づく風景地保護協定区域内での行為を追加			
		第179条	(中止命令等)	"	第 16 条	(原状回復命令等)	原状回復命令の対象者を追加			
第5目 風景地保護協定		第180条	(報告及び検査)	"	第 17 条	(報告の徴収及び立入検査)	規定ぶりの変更			
		第181条	(集団施設地区)	"	第 18 条	(集団施設地区)	規定ぶりの変更			
		第182条	(禁止行為)	"	第 19 条	(禁止行為)	規定ぶりの変更			
		第183条	(風景地保護協定の締結等)				風景地保護協定の締結について規定			
		第184条	(風景地保護協定の縦覧等)				風景地保護協定の関係者への縦覧について規定			
	第185条	(風景地保護協定の認可)				風景地保護協定の認可について規定				
	第186条	(風景地保護協定の公告等)				風景地保護協定の公告、写しの縦覧、協定区域の明示について規定				
	第187条	(風景地保護協定の変更)				風景地保護協定の変更について規定				
	第188条	(風景地保護協定の効力)				公告後において協定区域内の土地所有者等となった者に対する効力について規定				
第6目 公園管理団体	第189条	(指定)				公園管理団体の指定について規定				
	第190条	(業務)				公園管理団体の業務について規定				
	第191条	(連携)				公園管理団体の県及び市町村との連携について規定				
	第192条	(改善命令)				公園管理団体に対する改善命令について規定				
	第193条	(指定の取消し等)				改善命令に違反した場合の公園管理団体の指定の取消し、取消しの公示について規定				
	第194条	(情報の提供等)				公園管理団体に対する県及び市町村の情報提供等について規定				
	第195条	(実地調査)	石川県立自然公園条例	第 20 条	(実地調査)	規定ぶりの変更				
第196条	(損失の補償)	"	第 21 条	(損失の補償)	利用調整地区に関する損失の補償を追加					
第3章 事業の実施に係る環境への配慮の推進等	第1節 環境への配慮の推進	第1目 通則	第197条	(事業の実施に係る環境への配慮の推進)				土地の形状の変更、工作物の新設等の事業実施に係る事業者の環境配慮について規定	石川県環境影響評価条例の第1条、第3条、第36条関係は削除	
			第198条	(事業の実施による環境への配慮の把握)				前条の事業実施にかかる環境配慮状況の把握等について規定		
			第199条	(用語の定義)	石川県環境影響評価条例	第 2 条	(定義)			
	第2節 環境影響評価の推進	第1目 技術指針	第200条	(技術指針)	"	第 4 条	<技術指針>	「石川県環境影響評価技術審査会」を「審査会」に改め、規定ぶりを変更		
			第201条	(技術指針の充実)				事業者が実施した事後調査の結果の技術指針への反映について規定		
	第3目 環境影響評価に関する手続等	第1目 方法書の作成等	第202条	(方法書の作成)	石川県環境影響評価条例	第 5 条	(方法書の作成)			
			第203条	(方法書の送付等)	"	第 6 条	(方法書の送付等)			
			第204条	(方法書についての公告及び縦覧)	"	第 7 条	(方法書についての公告及び縦覧)			
			第205条	(方法書についての意見書の提出)	"	第 8 条	(方法書についての意見書の提出)			
			第206条	(方法書についての意見の概要の送付)	"	第 9 条	(方法書についての意見の概要の送付)			
			第207条	(方法書についての知事等の意見)	"	第 10 条	(方法書についての知事等の意見)			
			第208条	(環境影響評価の項目等の選定)	"	第 11 条	(環境影響評価の項目等の選定)			
	第2目 環境影響評価の実施等	第209条	(環境影響評価の実施)	"	第 12 条	(環境影響評価の実施)				
		第210条	(準備書の作成)	"	第 13 条	(準備書の作成)	規定ぶりの変更			
第211条		(準備書の送付等)	"	第 14 条	(準備書の送付等)					

ふるさと石川の環境を守り育てる条例と旧条例(廃止条例)との条文内容比較表

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(ふるさと環境条例)				比較区分		旧条例(廃止条例)		ふるさと環境条例中の新規及び改正規定の内容(要点)	備考			
構成区分				既	改	新	条 例 名			条 番 号	内 容	
				第212条			準備書についての公告及び縦覧)	第15条	(準備書についての公告及び縦覧)	規定ぶりの変更		
				第213条			(説明会の開催等)	第16条	(説明会の開催等)			
				第214条			(準備書についての意見書の提出)	第17条	(準備書についての意見書の提出)			
				第215条			(準備書についての意見の概要の送付)	第18条	(準備書についての意見の概要の送付)			
				第216条			(公聴会の開催)	第19条	(公聴会の開催)			
				第217条			(準備書についての知事等の意見)	第20条	(準備書についての知事等の意見)	規定ぶりの変更		
				第4目 評価書の作成等	第218条		(評価書の作成等)	第21条	(評価書の作成等)			
				第219条			(評価書についての公告及び縦覧)	第22条	(評価書についての公告及び縦覧)	規定ぶりの変更		
				第5目 対象事業の内容の修正等	第220条		(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)	第23条	(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)			
				第221条			(対象事業の廃止等)	第24条	(対象事業の廃止等)			
				第6目 評価書の公告及び縦覧後の手続	第222条		(対象事業の実施の制限)	第25条	(対象事業の実施の制限)			
				第223条			(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)	第26条	(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)			
				第224条			(許認可等に当たったの配慮)	第27条	(許認可等に当たったの配慮)			
				第225条			(事業者の環境の保全の配慮)	第28条	(事業者の環境の保全の配慮)			
				第226条			(対象事業の工事着手等の届出)	第29条	(対象事業の工事着手等の届出)			
				第7目 事後調査の実施等	第227条		(事後調査計画書の作成等)	第30条	(事後調査計画書の作成等)			
				第228条			(事後調査の実施等)	第31条	(事後調査の実施等)	「石川県環境影響評価技術審査会」を「審議会」に変更		
				第8目 都市計画法の適用を受ける対象事業に関する特例	第229条		(都市計画に係る対象事業に関する特例)	第32条	(都市計画に係る対象事業に関する特例)			
				第230条			(事業者の協力)	第33条	(事業者の協力)			
				第9目 環境影響評価法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続	第231条			第34条	<法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続>			
				第232条				第35条		「石川県環境影響評価技術審査会」を「審議会」に変更		
				第4款 雑則	第233条		(勧告及び公表)	第37条	(勧告及び公表)	規定ぶりの変更		
				第234条			(報告及び調査)	第38条	(報告及び立入調査)	規定ぶりの変更		
				第235条			(隣接県の知事との協議)	第39条	(隣接県の知事との協議)			
				第236条			(市町村の条例が適用される対象事業の特例)	第40条	(市町村の条例が適用される対象事業の特例)			
				第237条			(調査研究等)	第41条	(調査研究等)			
				第238条			(適用除外)	第42条	(適用除外)	規定ぶりの変更		
				第239条						国際機関等との連携による地球環境の保全、環境国際協力の推進について規定		
				第4編 環境に配慮した社会経済の形成	第1章 地球環境の保全	第1節 地球環境の保全及び環境国際協力	第240条			(温室効果ガスの排出抑制)		温室効果ガスの排出抑制について規定
						第2節 地球温暖化の防止	第241条			(森林の整備等による二酸化炭素の吸収等)		森林・木材が持つ機能を活用するための森林の整備、木材利用について規定
							第242条			(地球温暖化対策計画書の作成等)		温室効果ガスの排出量が多い工場等に対する地球温暖化対策計画書の作成等について規定
							第243条			(省エネルギー製品販売者の義務)		省エネ製品販売者における消費者への省エネ情報の説明等について規定
							第244条			(自動車等の駐車時の原動機の停止)		駐車時における自動車等の原動機の停止について規定
			第245条			(自動車等の使用抑制等)		自動車の効率的な利用、使用抑制について規定				
			第246条			(新エネルギーの普及)		新エネルギーの普及について規定				
	第2章 循環型社会の形成	第1節 廃棄物等の発生の抑制及び循環的な利用の推進	第247条			(循環型社会の形成に関する施策の実施等)		循環型社会の形成に関する施策の実施等について規定				
			第248条			(事業活動における廃棄物等の発生の抑制等)		事業活動における廃棄物等の発生の抑制等について規定				
			第249条			(日常生活における廃棄物等の発生の抑制等)		日常生活における廃棄物等の発生の抑制等について規定				
		第2節 環境物品等の購入の推進	第250条					環境物品等の購入の推進について規定				
	第3章 県民による自主的な環境への負荷低減の取組の推進		第251条					自主的な環境への負荷低減の取組の推進について規定				
	第4章 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進		第252条			(環境に配慮した産業活動の推進)		産業活動従事者の環境に配慮した活動について規定				
			第253条			(環境への負荷低減のための措置)		産業活動における環境への負荷の低減について規定				
			第254条			(環境保全機能の発揮)		農林水産業が有する環境保全機能の発揮について規定				
			第255条			(農山漁村とのふれあいの推進)		農山漁村とのふれあいの推進について規定				
			第256条			(農林水産物の循環的な利用)		農林水産物の循環的な利用について規定				
第5編 雑則			第257条			(委任)		各条例の規定を統合				
第6編 罰則			第258条					第179条第1項の規定違反に関する罰則				
			第259条					第86条第1項、第124条第1項及び第2項、第141条、第146条第1項、第143条第1項、第147条第2項の規定違反に関する罰則				
			第260条					各条例の規定を統合				
			第261条					〃				
			第262条					〃				
			第263条					〃				
			第264条					第95条、第96条第1項の規定違反に関する罰則				
			第265条					各条例の規定を統合				
			第266条					〃				
			第267条					〃				
			第268条					〃				
			第269条					〃				
			第270条					〃				
			第271条					〃				
			第272条					第85条第1項及び第2項、第171条第6項の規定違反に関する罰則				